

○山井委員 山井和則でございます。

まず何よりも、きょうは朝から、参考人の全ての皆様、大変重要な内容の意見陳述をお聞かせいただきまして、学ばせていただいたことに心より御礼を申し上げたいと思います。

私からは、寺西代表、神津会長を中心に質問をさせていただきたいと思います。

まず何よりも、私たちがこの働き方改革を議論する最大の目的は、過労死をなくすことであります。きょうも、寺西代表、そして中野さん、西垣さん、佐戸さん、渡辺さん、小林さん、そして傍聴席にも多くの御遺族の方々、当事者の方々、お越しをいただいております。今まで過労死で亡くなりました全ての方々に心より御冥福をお祈りを申し上げたいと思います。

そんな中で、きょう、今申し上げましたように、寺西さん始め御遺族の方々顔出し、名前出しをされて、国民に対して、また私たち政治家、そして政府に対して、過労死をこれ以上ふやしてはならないということを発言されるということは、相当な勇気と覚悟の要ることだと思います。

私の周りにも過労死の御遺族の方々はおられますけれども、はっきり言って、九九・九%の方々は、もうそのことについて発言することもできない、一生ずっとその苦しみの中で御遺族の方々は耐えておられるんですね。

それが普通だという中を、こうやって新たな過労死をふやさないために御発言をいただいていることに、何と御礼申し上げていいかわかりませんし、まさに、そのことを踏まえて、私たちは御遺族の方々の思いをしっかりと重く受けとめる必要があると思っております。

そういう中で、残念ながら、一つ、私、問題にさせていただきたいのは、きょう寺西代表がお配りになった配付資料五ページですね。二月二十三日に、そのような思いで、寺西代表を始めとします過労死の御遺族の方々が加藤厚生労働大臣に面会をされました。五ページ、裁量労働制拡大や高プロに反対、過労死遺族、厚生労働相と面会という記事。翌日の二十四日の朝刊でございますね。

その前の四ページを見ていただきましても、同じように、新聞記事、過労死遺族ら厚生労働大臣に要請と。記事の中には、裁量労働制の拡大と残業代ゼロ制度、高度プロフェッショナルの撤回を求めたと。その下の新聞記事も、同じく、過労死を考える会、厚生労働大臣に要望書を提出、裁量労働制の拡大や高度プロフェッショナルについて撤回を求める要望書を加藤厚労大臣に手渡したということでもあります。

この厚生労働委員会において、加藤大臣から、高プロに賛同する趣旨の十数人の方々の発言内容のメモが理事会に出されましたので、私は、それはちょっと一方的じゃないか、逆に、高プロの問題点を指摘する方々の声も、もし賛成する方々の声を配付するのであれば、セットで配付するのがフェアじゃないかということで、理事会に要望させていただきました。

その結果、先週木曜日の理事懇で出てきたのが、寺西代表がお配りになっておられます六ページになるわけで、全国過労死を考える家族の会の要請、概要で、左に寺西代表の発言があるんですね。

でも、私、実はこれを見てびっくりしたんです。理事懇で私たち厚生労働委員に配付された、家族の会の代表の中から高プロの削除を要請したという部分が消えてなくなっているんです、なぜか。一番重要な点ですよ、ある意味で。消えているんです。

それで、これについて加藤大臣は、先週金曜日、私の質問に対して、いやいや、頭撮りの部分だけテープ起こしをしたので、その頭撮りでは高プロ削除おっしゃっていなかったんですよとおっしゃったんですよ。そうしたら、家族の会の方々が頭撮りの部分の文字起こしとテープそのものを発表されました。そうすると、ここにありますように、はっきりと高度プロフェッショナルの削除もお願いしているということが出てくるんですね。

そこで寺西代表にお聞きしたいんですけども、この頭撮りの部分で高プロの削除のことを加藤大臣に確かに要望されたのかということと、もしそうであれば、その要望が厚生労働省の公開された資料では削除、はっきり言って捏造ですね、家族の会の要望が捏造されて、高プロ削除は要望していないことに対外的に発表されている。こういうことについて、寺西代表のコメントをいただければと思います。

〔委員長退席、渡辺（孝）委員長代理着席〕

○寺西参考人 ありがとうございます。

山井先生がおっしゃったように、二月の二十一日に衆議院の予算委員会の公聴会に呼ばれまして、私は意見陳述と質疑を受けました。そのときの発言文もこのとき一緒にお渡しをしました。

私が、ちょうど頭撮りというか、記者さんに囲まれて、新聞記事の写真どおりのこのときに、直接大臣に冒頭をお願いをしました。

そのときの音声を、一緒に行った東京家族の会の会員さんが文字起こしをして、今回この形で提供していただきまして、私もこれは間違いがないというふうに思っておりますし、文字起こしの作業をしてくれた彼は全く事実を出したということでもあります。

私たちは、これまでも、先ほど意見陳述させていただいたとおり、この関連法案については、やはり、残業時間の上限と裁量労働制の拡大、そして今回の高度プロフェッショナル制度の創設、これについては反対の意思を再三言ってきましたので、それを言わずして挨拶したということはありません。ここに書いてあるとおりのことです。

また、記事の中にも、裁量労働制と高プロについて削除を求めたというふうに記者さんたちも書いていただいていますので、言わないことを記者さんも書かないと思います。

以上です。

○山井委員 これは、もちろん家族の会の方々はテープそのものも持っておられますし、私もテープそのものも聞きました。はっきりと高プロの削除はおっしゃっています。

けさの理事会で、厚生労働省の説明は、いやいや、自分たちはテープは持っていないので、そのときのメモをもとに書き起こして、そのメモには高プロ削除とは入っていませんでしたという言いわけをしたようでもあります。

私、これは、ちょっとした、てにをはの間違いじゃないですよ。今、国会で一番問題になっているのは高プロの削除じゃないですか。命にかかわる問題ですよ。命にかかわる、家族会の方々の高プロ削除の要望を、テープもあるにもかかわらず、わざと改ざんして国会に出した。

これは当然、加藤大臣の責任は重大だと思えますし、正しいメモを改めて出していただかねばなりませんし、おまけに、そのことに関して加藤大臣は、頭撮りでは高プロの削除は自分は聞いていませんという虚偽の答弁までされました。

こういう質問は、私もはっきり言ってしたくありません。でも、余りにもひど過ぎませんか。過労死の御遺族の方々の要望のメーンを受けた本人が聞いていないと言って、おまけに、改ざんした、うその報告を国会に出す。そこまで高プロ削除を、家族会の方々がしていることを言いたくないんですね。

でも、もう次の話題に移りますけれども、はっきり言って、うそはやめていただきたいんです。そして、過労死家族の会の方々の思いを冒瀆するのはやめていただきたい。

委員長、このことはしっかり、今言ったような加藤大臣の謝罪、そして、正しい高プロの削除が入った面談メモの提出を理事会で求めたいと思います。

○渡辺（孝）委員長代理 後刻、理事会で検討させていただきます。

○山井委員 それでは、次に神津会長にお伺いしたいと思います。

この高プロで人の命が奪われるのではないかというのは非常に深刻な問題で、連合も労政審の当時から高プロには強く反対されていたと聞いておりますけれども、この高プロの問題点について、改めてお話をいただければと思います。

○神津参考人 ありがとうございます。

労働政策審議会においても、最低限のルールを決めるのが労働基準法のはずですから、その中で、使用者から成果を強く求められる、そのことがさらなる長時間労働をせざるを得なくなるのではないか、そういった主張を含めて、制度の創設には反対をしてきたところであります。

少し引き取りながら申し上げますと、拡大についてはデータの問題で撤回されましたけれども、裁量労働制の拡大ですね、裁量労働制についても、本当の意味で働く者が裁量権を持って働いているのだろうか。先ほど来申し上げております過半数代表を適切に選んでいるかということも含めて、極めて問題がもう既にしてあるというこ

とだと思えます。

それから、まだそんなにスポットが当たっているということになっていないのかもしれませんが、いわゆる管理監督者ですね、管理監督者と言われている方々の中にも、本当に法律で定義している管理監督者であろうか。

実際のところ、日本全体の中で、管理監督者というふうに定義づけられてその場で働いている方々というのがどのぐらいいらっしゃるのかというのは、正確なデータはないと思えますけれども、しかし、二、三割は、あるいは企業によっては半分ぐらいがというところもあるんだと思うんです。その方々が、本当にこの長時間労働の問題というのは一体どうなっているんだろうと。これも私は深い闇の中にあるのではないのかなというふうに思うんです。

そういった日本全体の労働環境にある中で、また一つ極めて危険な要素をふやしてしまうということが、どうして今回この労働基準法の改正の中で、全く上限規制ということとベクトルの異なるものを、一括、ここで決めていかなければならないのかということについては極めて疑問であり、問題だというふうに思えます。

もうこれも何度も申し上げているんですけれども、日本全体で、認定ベースだけでも過労死、過労自殺が二百件前後ということですから、これは二日にお一人以上がそういうことになってしまっているということですから。最近こそ、それこそ本当に、きょうの寺西代表始め家族の会の方々の勇気であるとか、本当に貴重なお気持ちで、過労死、過労自殺の実態というものが、かつてに比べると世の中に明らかになっている。

あるいは、川人弁護士始め弁護士の方々の地道な努力でそういった実態が、かつてに比べれば明らかになっているとはいえ、今申し上げたように、実際には二日にお一人以上がこの日本のどこかでお亡くなりになっているというのが実情ですから。

私ども、過労死、過労自殺を起こしてしまったところはやはり企業名を公表すべきだということをおかねてより主張しておりますけれども、申し上げたいことは、どうも日本の社会はそういった実態についてまだ少し敏感さが足りないんじゃないのかなというふうに言わざるを得ないと思っています。

そういう中でこの制度を入れてしまうということは問題だと思えます。まず、過労死、過労自殺をゼロにすることから始めるべきだというふうに思えます。

以上です。

○山井委員 ありがとうございます。

労働者の立場は本当に弱いわけでありまして、この間、この高プロ反対、阻止のために御尽力いただいておりますことに感謝を申し上げたいと思えます。

また寺西代表に、次にお伺いしますが、私、寺西代表のお話を今までからお聞きして、非常にやはり考えさせられたのは、三百六十五日、御主人、彰さんが働きづめの上で過労死されて、ところが、そのことについてお店に、上司に抗議をしたら、勝手に働いて勝手に死んだんやと言われてた。これはないと思うんですね。

しかし、この高プロというのは、まさに自由な働き方と言われている上に、今回、途中で何か抜けられるという、今までから法律には入っているんですけれども、そのことを強調したら、抜けなかった本人が悪いんじゃないかと言われかねない。

そういう中で、先ほど、加藤大臣に申し入れたけれども、加藤大臣は、高プロ削除については頭撮りでは聞いていないという、改ざんした資料を出した上、虚偽答弁までした。私は、これは加藤大臣、大臣をやめるべきだと思います。

働き方改革の担当大臣が、過労死御遺族の高プロ削除の要望を、冒頭、頭撮りで聞いたのに、聞いていないと虚偽の答弁をして、そのことを、改ざんした虚偽の資料を国会に提出した。これはもう、加藤大臣は当然責任をとってやめるべきです。

その中で、もうこれは加藤大臣ではちが明かないということで、安倍総理に面談の依頼を今されていると聞いております。働き方国会といって一番先頭に立って旗を振っているのは安倍総理ですからね。ところが、まだ返事もないということで。

そのことについて、また、安倍総理に会って何を伝えたいのか、そのことを寺西さん、お願いします。

○寺西参考人 ありがとうございます。

まず、やはり過労死の実態を知っていただきたいということでもあります。

先ほども別件でお答えしましたが、やはり法律は全く守られていません。過労死がふえ続けている現状があります。そうした問題をまず整理して、安全に働けるそうした制度を先に構築すべきだというふうに考えています。

それには、私たちのような大切な家族を過労死で失った、その現状の話を聞いていただきたい。それを教訓にして、そこを改善していただきたい。それからいろいろな働き方を考えていただく。順番はそうじゃないかと。

まず、経済発展のために、また会社利益のためにどんどんと緩和した働かせ方を、しかもそれを法律に広げていくということは、大きな問題があります。まずはきちっと規制をし、そして管理もきちっとし、その上で、過労死が本当になくなったね、そうした方がいらっしやらないねという確認をしてから、私は、いろんな自由な働き方を考えればいいことであると。

まず、物の考え方の、そもそも本末転倒な考え方をやめていただきたい。私たちの話を聞いてから考えていただきたいということを申し上げたいです。

それには、私一人ではなくて、家族の会にはいろんな職場、あらゆる職場の方が過労死されています。そうした職場で何が問題になっているかということをおわせて考えていただきたいというのが、私たちの面談の目的であります。

以上です。

○山井委員 これは本当に人の命にかかわる問題であります。もちろん安倍総理も御多忙であるとは思いますが、万が一強行採決をして、そして高プロ導入されたら確実に人が死にます。死ぬ上に、労災認定もされない。地獄の苦しみを、御本人も御遺族も苦しむわけで。ここは総理との面談、ぜひとも採決までに実現していただきたいと思います。

それで、神津会長にお聞きしたいんですが、今の寺西代表のお話の中でも、さまざまな業種というお話がありましたが、今回、残念ながら、医師の方や教員の方の上限時間規制というのが後回し、先送りになっております。

先ほどのお話の中でも、それが問題だということをお神津会長はお触れになっておられましたけれども、全ての仕事は大切ですけれども、特に教員の方、医師の方々のお仕事というのは、まさにとうとい公務だと思うんですね。

そういう方々の過労死対策が今回の法案の中では後回しになっているということについて、神津会長の御所見をお伺いしたいと思います。

○渡辺（孝）委員長代理 時間が迫っておりますので、簡潔によろしくお願いいたします。

○神津参考人 ありがとうございます。

自動車運転業務についてはさっき申し上げました。やはり、職種だ、業界だ、そういうことにかかわらず、働く者の命を守っていく、そのための法律が必要だということは共通ですから、そこはぜひ光を当てていただきたいと思います。

それと、学校の先生にしてもそれからお医者さんにしても、聖職であるとか、あるいは呼出しがあったらそれに応えなきゃいけないとか、そういうことがあります。そうであるだけに、やはりその働き過ぎ、つい働き過ぎてしまうというところに歯どめをかけていただくということは極めて重要だと思います。

国民民主党の対案にはそのところを盛り込んでいただいているというふうに認識しています。ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

○山井委員 時間が来ましたので締めくくらせていただきますが、全員の参考人の方々に質問できませんで本当に申しわけございません。

高度プロフェッショナル、残業代ゼロ制度の危険性を改めて痛感をいたしました。

やはり働き方改革というのは、与野党合意をする、そして何よりも、一番の苦しみを味わわれた過労死の御遺族の方々の声を最大限尊重する。それで、与野党合意できるところから採決して前に進めていくというのが当然の姿であると思います。

そういう意味では、高プロを削除し、じっくりこれからも審議を続ける、与野党合意なき強行採決は絶対的な

い、そのような方向でぜひとも私たちも頑張っまいると思います。

ありがとうございます。

〔渡辺（孝）委員長代理退席、委員長着席〕